

## 神通川水系流域委員会 傍聴規定の改正について（対比表）

## 神通川水系流域委員会 傍聴規定

旧	新
<p>第1条（目的） 本規定は、神通川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、神通川水系流域委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。</p> <p>第2条（受付） 事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。 2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前からとする。</p> <p>第3条（入室） 傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。 なお、傍聴人以外の入室は認めない。</p> <p>第4条（委員会の傍聴） 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。 ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く） ②委員会の録音をしてはならない。 ③発言、私語、談論等を行ってはならない。 ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。 ⑤プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。</p>	<p>第1条（目的） 本規定は、神通川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、神通川水系流域委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。</p> <p>第2条（受付） 事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。 2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前からとする。</p> <p>第3条（入室） 傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。 なお、傍聴人以外の入室は認めない。</p> <p>第4条（委員会の傍聴） 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。 ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く） ②委員会の録音をしてはならない。 ③発言、私語、談論等を行ってはならない。 ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。 ⑤<u>プラカードの掲示や、はちまき、腕章の類の着用等、示威的と認められる行為をしてはならない。</u></p>

- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

（施行期日）

附則 本規定は、令和4年9月12日より施行する。

- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

（施行期日）

附則 本規定は、令和4年9月12日より施行する。  
本規定は、令和 年 月 日より改正する。

以上